

一般社団法人レーザセンシング学会

レーザレーダ国際会議実行委員会に関する規則

令和 7 (2025) 年 6 月 2 日 制定

(目 的)

第 1 条 本規則は、定款第 34 条に基づき、レーザレーダ国際会議実行委員会の設置などについて必要な事項を定める。

(委員会の職務)

第 2 条 レーザレーダ国際会議実行委員会は、次の職務を行う。

- (1) 日本で開催される第 32 回レーザレーダ国際会議 (The 32nd International Laser Radar Conference) の運営。

(委員会の構成)

第 3 条 レーザレーダ国際会議実行委員会 (ILRC 実行委員会) は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 ILRC 実行委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会によって正会員より選任される。ただし、必要がある場合は、非会員から委員を選出することができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 ILRC 実行委員会の委員長及び副委員長の内、少なくとも 1 名は理事から選出する。
- 5 国際交流担当理事は ILRC 実行委員会の委員となる。
- 6 ILRC 実行委員会の委員の内、少なくとも 1 名は事務局から選出する。
- 7 ILRC 実行委員会構成員の任期は、担当するレーザレーダ国際会議の運営が終了するまでとする。

(委員等の解任)

第 4 条 委員会の委員長、副委員長及び委員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

(小委員会の設置と職務)

第 5 条 ILRC 実行委員会の下にレーザレーダ国際会議プログラム小委員会 (ILRC プログラム委員会) を設置することができる。

- 2 ILRC プログラム委員会は、海外の ILRC program committee メンバーと協力して、レーザレーダ国際会議のプログラム編成に関する業務を行う。

(小委員会の構成)

第 6 条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 小委員会の委員長及び副委員長は、ILRC 実行委員会によって ILRC 実行委員会構成員より選任される。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を執行する。
- 4 小委員会の委員は、ILRC 実行委員会によって正会員より選任される。ただし、必要がある場合は、非会員から委員を選出することができる。
- 5 小委員会構成員の任期は、担当するレーザレーダ国際会議の運営が終了するまでとする。

(小委員会構成員の解任)

第7条 小委員会の委員長、副委員長及び委員が次の各号の一に該当する場合には、ILRC 実行委員会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき。

附則

- 1 この規則は、令和 7 (2025) 年 6 月 2 日より施行する。
- 2 この規則は、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

令和 7 (2025) 年 6 月 2 日 制定・施行